

正会員各位殿

平成21年4月8日

役員選挙のおしらせ

社団法人日本ハング・パラグライディング連盟
選挙管理委員会 委員長 岩間 雅彦

本日4月8日付けで、社団法人日本ハング・パラグライディング連盟（JHF）の選挙公示をいたしました。つきましては、JHF役員選挙規約に則り下記の資料をお届けします。これらについてはJHFウェブサイト（<http://jhf.hangpara.or.jp>）に、選挙についての広報ページを用意し、そこから閲覧、ダウンロード出来るようにしてあります。

－記－

1. 選挙公示書
2. 理事・監事への立候補手続きについて
3. JHF役員選挙規約（2008年6月18日通常総会にて改正）
4. 立候補届用紙（2枚：JHF選挙管理委員会指定書式）
5. 立候補意思表明書用紙
6. 立候補意思表明書の作成と提出について
7. 書留郵便による不在者投票について

また、立候補者の届書類の送付用に宛名シートを同封いたしました。貴連盟にて立候補書類の提出を代行する場合は、他書類と分け選管用別封筒等に入れお送りいただくようご配慮願います。

立候補届用紙は2枚に分割されています。推薦欄には貴連盟の連盟印と代表者印を押印してください。また、2枚目の経歴書とJHF活動履歴の用紙にも連盟印を押印してください。経歴書とJHF活動履歴については手書きに限らず、パソコン等で出力した紙での提出を認めます。その場合にはページの右下の余白に連盟印を押印してください。

選挙公示にあたり、平成21年6月総会での役員選任に向け、選挙管理委員会からも正会員各位の積極的な関与をご依頼申し上げます。

<立候補の推薦手続きと書類提出>

JHF役員選挙があることを貴連盟会員に速やかにお伝えいただき、多くの立候補者を送り出すようご協力をお願ひいたします。

立候補希望者につきましては、JHF役員選挙規約をよく読み立候補資格を判断してください。また全ての必要書類を確認し、早めに提出できるようご助力ください。

<役員の業務内容についての理解>

選挙規約第28条には留意条項がありますが、JHF役員には定款に定められた目的にそった業務があります。そのため理事会や委員会への出席などJHF活動に拘束される時間的なゆとりが必要になり、ボランティアを基本とした業務の遂行が求められます。

推薦する立候補者にはよくご理解いただいてください。

以上